

令和 7 年度加須市新たな防災行政無線の整備に係る基本設計委託
に係る事業者選定公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、令和 7 年度加須市新たな防災行政無線の整備に係る基本設計委託の受注者の選定にあたり、その手続きについて必要な事項を定める。

2 委託の概要

- | | |
|----------|---------------------------------|
| (1) 委託名称 | 令和 7 年度加須市新たな防災行政無線の整備に係る基本設計委託 |
| (2) 委託場所 | 加須市全域 |
| (3) 委託内容 | 別紙委託仕様書のとおり |
| (4) 委託期間 | 契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで |

3 提案限度額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

18,359,000円

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

- | | |
|----------------------------|--|
| (1) プロポーザル実施要領の公表及び関係資料の配布 | |
| 【公表は加須市ホームページ掲載】 | 令和 7 年 5 月 26 日（月） |
| (2) 質問書受付期間 | 令和 7 年 5 月 26 日（月）
～令和 7 年 6 月 5 日（木） |
| (3) 質問書への回答 | 令和 7 年 6 月 12 日（木） |
| (4) 参加表明書受付期限 | 令和 7 年 6 月 20 日（金） |
| (5) 提案依頼事業者の決定通知 | 令和 7 年 6 月 27 日（金） |
| (6) 提案書の提出期限 | 令和 7 年 7 月 25 日（金） |
| (7) プレゼンテーション審査 | 令和 7 年 8 月 1 日（金） |
| (8) 受注候補者の決定通知 | 令和 7 年 8 月中旬予定 |
| (9) 受注候補者との委託契約 | 令和 7 年 8 月下旬予定 |

5 参加資格要件

応募者（参加表明者）は次の要件を満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加表明は無効となる。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者又は同条第 2 項の規定により加須市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 加須市建設工事等競争入札参加資格者名簿（令和 7,8 年登録）における希望業種大

「建設関連コンサルタント」に登録されていること。

- (3) 参加表明時点において、加須市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（令和 2 年 4 月 1 日改正施行）又は埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 30 年 4 月 1 日改正施行）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 加須市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 22 年 3 月 23 日施行）に定める入札参加除外要件に該当していないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けていない者、又は取引停止処分を受けてから 2 年を経過している者、及び本事業の公告日前 6 カ月以内に手形、小切手を不渡りしていない者
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に規定する更生手続きの適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていないもの。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に規定する更生手続きの適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていないもの。
- (8) 直近 1 年間の国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 関東総合通信局管内に登録された本店、支店を有していること。
- (10) 過去 3 年間に関東総合通信局管内において、防災行政無線の設計業務に関する元請実績があること。
- (11) プライバシーマーク（P マーク）及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS、ISO27001）の認証を得ていること。
- (12) 自社名義で 60MHz デジタル防災行政無線用実験局（QPSK）を保有していること。なお実験局の二重免許は認めない。

6 技術者の資格要件

(1) 管理技術者

管理技術者は、デジタル方式の同報系防災行政無線設備の設計実績を有し、次の資格を保有し、本委託の募集開始日以前 3 カ月以上の直接的且つ恒常的な雇用関係にあるものとする。

・技術士（電気電子部門）又は RCCM（電気電子部門）

(2) 照査技術者

照査技術者は、次の資格を保有し、本委託の公告日以前 3 カ月以上の直接的且つ恒常的な雇用関係にあるものとする。

・技術士（電気電子部門）又は RCCM（電気電子部門）

(3) 管理技術者・照査技術者の兼務は認めない。

7 応募手続

応募者は、次のとおり参加表明書類を提出すること。なお、提出期限を過ぎてからの提

出は受け付けない。

- (1) 提出期限 令和7年6月20日(金)
- (2) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合の提出期限は当日消印有効とする。)
- (3) 提出先 加須市環境安全部危機管理防災課(埼玉県加須市三俣二丁目1番地1)
- (4) 提出書類
 - ①事業者選定公募型プロポーザル参加表明書(様式1)
 - ②会社概要(様式2)
 - ③過去3年以内に関東総合通信局管内において受注したデジタル同報系整備(更新)工事等における基本設計又は詳細(実施)設計委託に関する業務実績一覧(様式3)及び証明書類(テクリス発行によるもの又は仕様書、契約書の写し)
 - ④事業者の組織体制・事業規模等(様式4※任意様式でも可)
 - ⑤技術職員の雇用状況に関する資料(様式5及び資格要件を確認できるもの)
 - ア. 3カ月以上の直接的且つ恒常的な雇用関係にある事を証明するものの写し
 - イ. 技術職員の資格者証の写し
 - ⑥法人税等に未納がないことを証明する書類
 - ⑦60MHz(QPSK) デジタル実験用無線局免許状の写し

8 質問・回答

本プロポーザルに関する質問は、開封通知を付した電子メールにより危機管理防災課へ質問書(様式8)を送付すること。なお、電子メール送信後、開封通知が届かない場合は、受付期間内に電話にて着信の確認を行うこと。また、電子メール以外の方法及び質問受付期間終了後に提出された質問書は受け付けない。

- (1) 受付期間 令和7年5月26日(月)から令和7年6月5日(木)午後5時まで
- (2) 回答方法

競争上の地位その他正当な権利を害するおそれのあるものを除き、令和7年6月12日(木)までに本市ホームページで公表する。回答の公表をもって、本要領の修正又は追加として、本要領と同様に扱うものとする。受付期間中であっても、整理できたものから随時公表する。

なお、質問は原文のまま公表するため、アイデア保護等の観点から公表に支障のある内容については注意すること。質問者の所属氏名等は公表しない。また、単なる意見の表明と解されるものについては回答しないことがある。

9 企画提案依頼事業者の選定及び通知

応募者が多数の場合には、書類審査により、企画提案依頼事業者(プレゼンテーション審査の参加者)を3者程度に選定する場合がある。なお、参加資格要件を満たす応募者が3者未満の場合は、応募者が参加資格要件を満たしていることの確認をもって書類審査を

終了する。

選定結果については、令和 7 年 6 月 27 日（金）に電子メールにて通知する。なお、選定結果の詳細については非公開とする。

10 企画提案書等の提出

書類審査を通過し選定された応募者は、下記のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 5 時必着
- (2) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は当日消印有効とする。）
- (3) 提出先 加須市環境安全部危機管理防災課（埼玉県加須市三俣二丁目 1 番地 1）
- (4) 提出書類
 - ①企画提案書（様式 7） 正本 1 部、副本 10 部
 - ②見積書 正本 1 部
- (5) 企画提案書及び見積書の作成について
 - ①A4 版横長（A3 版については編綴の際に A4 版の寸法となるよう折りたたみ、2 ページとして計算する。）とし、表紙・目次を含め 20 ページ以内で上部をステープラ止めし、ページ番号を付すこと。
 - ②使用するフォントサイズは、10.5 ポイント以上とし、字体は問わないが見やすい体裁とすること。（資料中にフロー図や構成図等、既成の画像を用いる際に、10.5 ポイントを下回る注釈文等が発生する場合は、出典元（URL）等を併記すること。）
 - ③印刷形態は、片面、両面、カラー、白黒は問わない。ただし、見やすい体裁とすること。
 - ④企画提案書の作成に掛かる経費は各提案者の負担とする。
 - ⑤企画提案書及び見積書の内容は、受注した際に責任を持って必ず履行できる内容及び金額とすること。
 - ⑥高度な専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かり易い表現とすること。
 - ⑦見積書は積算の内訳が把握できるように作成すること。
 - ⑧見積金額には税込み価格がわかるように記載すること。
- (6) 企画提案書に記載を要する内容
 - ①本業務の実施方針
 - ②業務体制と実施スケジュール
 - ③仕様書に基づいた企画提案内容（設定課題を含む）とその実施方法

11 プレゼンテーション審査の実施

企画提案書の内容について、次のとおりプレゼンテーション審査を行う。

- (1) 実施日 令和 7 年 8 月 1 日（金）予定 ※詳細は別途通知
- (2) 出席者 各提案者は管理技術者を含む 2 名以内とする。

- (3) 審査 提案書の内容に関する説明 20 分、質疑応答 10 分、準備撤収 10 分の計 40 分とする。提案者は提案書の記載内容に沿って説明し、新たな資料の持ち込みは認めない。
- (4) 使用機器 パソコンは提案者で用意すること。プロジェクター及びスクリーン（実施場所により大型モニタとなる。）及び接続ケーブル類（HDMI）は市で準備する。

12 審査に関する事項

(1) プロポーザル審査会の設置

本プロポーザルの審査は、加須市新たな防災行政無線の整備に係る基本設計委託に係る企画提案審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。

(2) 審査員の構成

審査員は、本市の当該防災行政無線の整備又は運用に関係する分野を所掌する職員 10 名で構成する。

(3) 審査の方法

審査は審査委員会において、次の通り実施する。

- ①書類審査（参加表明書関係）の通過者は、企画提案書に関するプレゼンテーションを行い、最も評価点の高い提案者を本業務の受注候補者とし、二番目に評価点の高い提案者を準受注候補者として選定する。また、それ以外の提案者を不採用とする。
- ②総合配点については下の（４）の表のとおり最高点を 1,000 点とし、総合得点が同点の提案者が複数生じた場合は、審査委員会において審査し、順位を決定する。
- ③提案者が 1 者の場合でも、審査委員会において審査を実施し、総合得点が 600 点以上の場合は選定する。

(4) 審査の項目

企画提案書等の評価項目及び配点は、次のとおりとする。

区分	評価項目	評価の観点	配点
1	業務実績	同種の業務に関する提案者及び管理技術者等の実績等を評価する。	10
2	企画提案書内容の実現性 (1)	防災行政無線整備の理解度、提案の実現能力、提案の有効性、現地調査手法、システムの設計手法、整備計画を評価する。	30
3	企画提案書内容の実現性 (2)	別紙委託仕様書に定める各設定課題（区分 2 以外）についてどのような方法での整備を考えるか、要件の充足度を評価する。	30
4	費用の見積り	見積書記載の見積価格を対象に、基本設計に要する経費を総合的に評価する。	20
5	プレゼンテーションヒアリング	説明、質疑応答の適格性を評価する。	10
合計			100

審査員の採点対象は区分 2, 3, 5 で、一人当たり 70 点が満点（ $=X_n$, $n=1\sim 10$ ）となり、10 人の合計値が総合配点に加算される。（満点は 700 点）

区分 1, 4 は別途定める基準による評価とし、計 30 点が満点（ $=Y$ ）、総合配点時に 10

倍する。(満点は 300 点)

1 件当りの総合配点の計算式は $A = \text{審査員対象 } X_1 + X_2 + \dots + X_{10} + Y \times 10$ となり、最高点(満点)は 1,000 点となる。

(5) 失格要件

本プロポーザル参加者が次のいずれかに該当すると判断したときは失格とし、以後の審査は対象外となる。

- ①本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関する援助を直接的又は間接的に求めたとき。
- ②提案者が複数の提案を行ったとき。
- ③他の提案者の協力があったとき
- ④プレゼンテーション時に担当者以外の者が出席したとき。
- ⑤その他、審査委員会の運営・管理のために別に定める注意事項等を遵守しないとき。

13 審査結果

審査結果については、提案者に対し、書面により通知する。また、その内容は後日、本市ホームページにて公開する。なお、当該審査についての異議申立には一切応じない。

14 参加表明書、企画提案書の無効

参加表明書又は企画提案書が次の事項のいずれかに該当する場合は、無効となる。

- (1) 本市で定めた提出期限、提出先、提出方法が遵守されなかったもの。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。

15 受注候補者選定後の契約等の手続き

- (1) 市は加須市契約規則(平成 22 年 3 月 23 日規則第 57 号)に定める随意契約の手続きにより、受注候補者から見積書を徴取し、予算額の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。
- (2) 委託内容の詳細については、企画提案の内容を基本とし、加須市と受注候補者が協議して決定する。これにより両者の協議が整わなかった場合には、準受注候補者と協議を行うものとする。

16 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に掛かる費用は、各提案者の負担とする。
- (2) 提出された参加表明書及び見積書は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができる。

- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書及び見積書の差し替え並びに再提出は認めない。
- (5) プレゼンテーションに参加しない場合は、提案者からの参加意思がなかったものとして取り扱う。
- (6) 本プロポーザル業務の処理に伴い生じた著作権その他の権利は加須市に帰属するものとする。
- (7) 提案者は、本プロポーザル業務の処理に伴い、加須市から受領した資料は、当該業務の目的以外に使用してはならない。なお、資料については当該業務完了後速やかに返却すること。
- (8) 参加表明書提出後に辞退する場合は、参加辞退届出書（様式6）を提出すること。
- (9) 本プロポーザルにより、質疑応答等の際に知り得た事項は他に漏らしてはならない。
- (10) 加須市は、提案者から提供された従業員等の個人情報、本プロポーザル業務の実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には使用しない。
- (11) 本実施要領に定める加須市が行為・結果等を通知する手段で、所定の文書様式がないものについては、任意の様式を用いて実施する。

17 本プロポーザルの事務局（書類の提出先）

〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

加須市環境安全部危機管理防災課

電話 0480(62)1111（代表）

FAX 0480(62)1934

電子メール kikibosai@city.kazo.lg.jp